最終更新日：2019年6月21日

株式会社メイテック
代表取締役社長　國分　秀世
問合せ先：取締役　六郷裕之　TEL：03-6778-5023/経営管理部

証券コード：9744

http://www.meitec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営理念に立脚した目指すべき姿に明記した5つの価値の持続的な向上を図るため、不断の努力により、当社グループに相応しい経営の監督と業務執行のバランスを追求すると共に、社会倫理に反する事なく健全・透明・公正で、かつ迅速・果断な意思決定を行う体制の整備等、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

○メイテックグループの経営理念　：『共生と繁栄』
○メイテックグループのコーポレート・スローガン　：『人と技術で次代を拓く』
○メイテックグループの「目指すべき姿」
　私たちメイテックグループは、全社員がつながり合い、エンジニア価値を起点として、5つの価値を持続的に向上させます。
1）エンジニア価値
　豊かな「エンジニア人生」を目指すすべてのエンジニアに対して、最適な「機会と場」を提供し続けます
2）社員価値
　「自立と支え合い」に共感し、プロフェッショナルとして成長し続ける社員に対して、最適な「機会と場」を提供し続けます
3）顧客価値
　すべてのお客さまから信頼されるベストパートナーを目指し、最適な「人と技術」のサービスを提供し続けます
4）株主価値
　持続的な価値向上に基づく「健全な利益」を創出し、中長期的に株主還元を最大化します
5）社会価値
　生涯プロエンジニアという働き方の確立を通じて、日本に「プロフェッショナルな労働市場」を創り出す先駆者になります

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-5①】
通報をより迅速かつ確実に受け付けるため、相談・通報の受付及び調査を担う部署はＣＳＲ室とし、同室の担当役員は代表取締役社長・グループＣＥＯへの委嘱を堅持する事としております。
なお、ヘルプライン制度の運用状況を適切に監督するため、通報された内容は、代表取締役社長・グループＣＥＯ、独立社外取締役（コーポレートガバナンス委員会の委員長）、常勤社外監査役の3人へ、即時かつ同時に伝達しております。

【原則3-1（ⅳ）（ⅴ）】
選定・選任及び候補の指名に関しては、既に開示している通り、基準並びに独立社外取締役を委員長とする任意の委員会を有効に活用する手続を定めています。
解職・解任に関する基準は設定しません。その理由は、自由度を失い適時性を損なう硬直的な運用を避けるためです。
解職・解任に関する手続は、独立社外取締役を委員長とする任意の委員会を活用する手続を行うべき、と定めていますが、選任等と異なり必須の手続として設定しません。その理由は、自由度を失い適時性を損なう硬直的な運用を避けるためです。
なお、任意の委員会を活用せずに法定の取締役会決議のみで解職・解任を行う際は、客観性・適時性・透明性に配慮すると共に、同決議に係る取締役会の実効性を、独立社外取締役を委員長とする任意の委員会における協議を経て通常に比して丹念に分析・評価を行う所存です。

【補充原則4-1③】
代表取締役社長・グループCEO等の後継者計画は、独立社外取締役を委員長とし代表取締役社長・グループCEOと独立社外取締役で構成する役員人事諮問委員会で協議しています。しかし、現時点では、CEO等に求められる資質に係る具体的な考え方、同計画の策定・運用に取締役会が主体的に関与する具体策、は確立に向けた途上にあります。
後継者候補を早期に絞り込む弊害などに十分注意した上で、今後も同計画の実効性を高める具体策の検討を役員人事諮問委員会で議論を継続する所存です。

【補充原則4-2①】
業績連動役員報酬の各取締役の個別配分は、独立社外取締役を委員長とし代表取締役社長・グループCEOと独立社外取締役で構成する役員人事諮問委員会の協議を経て、取締役会では「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任しています。
なお、固定報酬の金額及び業績連動役員報酬の総額の計算方法は具体的に開示済みです。
よって、補充原則「取締役会は決定すべき」とは異なるものの、確定した総額の分配に止まる事、個別配分の基礎となる各取締役のパフォーマンス評価も含め客観性・透明性ある手続を経ている事、を勘案し、妥当な手続と認識しています。

【補充原則4-3②、4-3③】
代表取締役社長・グループCEOの選定は、独立社外取締役を委員長とし代表取締役社長・グループCEOと独立社外取締役で構成する役員人事諮問委員会等で協議する旨の手続を定めています。しかし、現時点では、CEO等に求められる資質に係る具体的な考え方は確立に向けた途上にあります。後継者計画と同様、今後も資質に係る考え方等の検討を役員人事諮問委員会で議論を継続する所存です。
また、代表取締役社長・グループＣＥＯの解職は、基準及び法定を超える詳細な手続は設定しません。その理由は、自由度を失い適時性を損なう硬直的な運用を避けるためです。ただし、解職の時機を逸することが無いよう、独立社外取締役の主導で、代表取締役社長・グループＣＥＯの異

動に係る協議会を開催できる手続を定めています。なお、任意の委員会を活用せずに法定の取締役会決議のみで解職を行う際は、客観性・適時性・透明性に配慮すると共に、同決議に係る取締役会の実効性を、独立社外取締役を委員長とする任意の委員会における協議を経て通常に比して丹念に分析・評価を行う所存です。

【原則4-11】
現時点の取締役会の構成は、多様性を概ね担保した適正な規模にあると認識しています。
ジェンダーや国際性の面に関しては、さらに多様性を拡充する観点から重要と認知しておりますので、引き続き適切な対処に努めます。なお、現時点では、国際経験が豊富な役員を選任すべき、と考えていますが、外国人役員を選任すべき必要性は認知していません。

【原則5-2】
事業ポートフォリオの見直しや各種投資を含む経営資源配分について、予め具体的に開示する事は、競争優位性に悪い影響を与える可能性があるため、秘匿性を十分に考慮して慎重に対処する所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、以下の各種方針を制定し、次のとおり当社ウェブサイトに掲載しております。
○　方針等
・メイテックグループ：コーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）
・メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準
・社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準
・メイテックグループ：株主・投資家等との対話に関する方針
○　掲載場所
日本語：https://www.meitec.co.jp/company/principal/governance.html
英語：https://www.meitec.co.jp/e/company/principal/governance.html

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、次の項目をご参照ください。

【原則1-4】　基本方針「1.4.上場株式の政策保有方針」

【原則1-7】　基本方針「1.7.関連当事者間の取引」

【原則2-6】　基本方針「2.6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

【原則3-1】　基本方針「4.3.取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選解任方針」、
「4.4.取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選解任手続き」、
メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準
なお、経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名を行う際は、上記「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」に定める役割を担える人材と判断された者を選任・指名しています。

【補充原則4-1-1】　基本方針「4.1.1.取締役会」

【原則4-9】　社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

【補充原則4-11-1】　基本方針「4.2.取締役会などの構成」

【補充原則4-11-2】　基本方針「4.6.取締役・監査役の兼任制限」

【補充原則4-11-3】　基本方針「4.8.取締役会の実効性評価」
なお、実効性評価結果の概要は、以下の通りです。
1．実効性評価の目的
当社は、 基本方針「4.8.取締役会の実効性評価」に基づき、取締役会の役割・責務を持続的に高めていくことを主な目的として
取締役会の実効性について分析・評価しました。
2．実施内容
当社は、以下のプロセスにて取締役会の実効性の評価を実施しました。
・取締役会の構成、取締役会の運営（審議の質、審議の状況）、取締役会による監視・監督、情報入手に関する支援体制、
知識・知見の向上に関する取組等について全取締役（参考意見の監査役含む）より無記名アンケート形式による自己評価を実施
・上記アンケート形式による評価をもとに、社外取締役を議長、全取締役を委員（監査役はオブザーバー）、CSR室を事務局とする
コーポレートガバナンス委員会の場で評価内容について協議を実施
・上記協議を踏まえた評価結果を、CSR室がCSR室担当役員であるグループCEOと協議して取締役会へ上程し、報告及び確認を実施
3．分析・評価結果の概要
当社の事業内容、規模から取締役会は適当な人員規模と構成で十分な多様性を備えており、運営等においても会議情報（資料）の
事前通知・配布、決議事項の事前報告段階で議論等、活発な議論及び意見交換ができる環境であることが確認され、
「4.1.1.取締役会の責務」に定める役割・責務を、概ね果たしていると評価しました。
なお、当社事業形態における革新的促進、持続的な株主価値・社会価値向上、人材育成に関する議論のあり方や
役員向け研修・トレーニングの必要性については、今後も新たな経営体制により、さらなる向上に取り組む方向で議論がされました。
4．実効性向上に向けた今後の取り組み
今回の実効性評価結果及びかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見を踏まえて、取締役会の実効性の
さらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】　基本方針「4.11.取締役・監査役のトレーニング方針」

【原則5-1】　基本方針「5.1.株主・投資家等との建設的な対話に関する方針」、株主・投資家等との対話に関する方針

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,832,900	10.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,745,600	9.84
明治安田生命保険相互会社	1,565,588	5.61
日本生命保険相互会社	1,113,958	3.99
JP MORGAN CHASE BANK 385632	893,601	3.20
メイテック社員持株会	872,949	3.13
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	762,904	2.73
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	595,834	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	479,100	1.72
富国生命保険相互会社	477,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、直前事業年度末(2019年3月31日)の状況です。

2. 明治安田生命保険相互会社から2016年5月19日付で大量保有報告書の提出があり、純投資を目的として、2016年5月13日付で1,585千株(発行済株式総数の5.07%)の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には2019年3月末日付の株主名簿を基に記載しております。

3. 日本生命保険相互会社から2017年11月22日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、純投資、及び証券投資信託委託契約、投資一任契約に基づく有価証券投資を目的として、日本生命保険相互会社、及びニッセイアセットマネジメント株式会社の2者による共同保有形態により、2017年11月15日付で1,827千株(発行済株式総数の6.09%)の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には2019年3月末日付の株主名簿を基に記載しております。

4. アセットマネジメントOne株式会社から2018年3月23日付で大量保有報告書の提出があり、投資信託、投資一任契約に基づく投資権限を有する目的として、2018年3月15日付で1,516千株(発行済み株式総数の5.05%)の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません

5. ベーカー&マッケンジー法律事務所(渡邊大貴弁護士)から2018年10月3日付で大量保有報告書の提出があり、顧客の資産運用を目的として、テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)及びフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ(Franklin Templeton Investments Corp.)の2者による共同保有形態により、2018年9月28日付で1,545千株(発行済株式総数の5.15%)の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として2019年3月末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水　三七雄	弁護士											
岸　博幸	学者											
山口 陽	他の会社の出身者											
横江 公美	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

清水　三七雄	○	会社と社外取締役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、独立性を有する社外取締役として当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与いただけているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
岸　博幸	○	会社と社外取締役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	大学院教授として幅広い見識を有しており、また行政分野における経験及び一部上場企業での取締役としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与いただけているためです。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
山口 陽	○	会社と社外取締役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	一部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立性を有する社外取締役として当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与していただけると判断したためです。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
横江 公美	○	会社と社外取締役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与していただけると判断したためです。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、期初に会計監査人より前期の会計監査及び内部統制監査の手続き並びに結果等について報告を受けるとともに、当期の会計監査人及び監査役会の監査計画・重点監査項目・監査体制等について、意見交換を行っています。また、監査役会は内部監査室より、内部監査の計画・重点監査項目・実施状況等について報告を受け、意見交換を行っています。常勤社外監査役は、期中において会計監査人から適宜、監査状況等の報告を受け、意見交換を行うとともに、それらを監査役会に報告し、会計監査及び内部統制監査上の課題等について協議しています。また、常勤社外監査役は、効果的且つ効率的な監査の遂行等のために、監査役または監査役会への報告に関する規程に基づき、内部監査室と月例連絡会を開催し、内部監査の計画・重点監査項目・実施状況等について報告を受け、意見交換を行っています。更に、内部統制を所管

する部署からも内部統制システムの状況及び評価等について随時報告を受け、意見交換を行うとともに、それらを監査役会に報告し、内部統制監査上の課題等について協議しています。常勤社外監査役、内部監査室、会計監査人は年2回三者による情報共有・意見交換を行い、それらを監査役会に報告し、課題等について協議しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
植松　正年	他の会社の出身者													
渡部　博	公認会計士													
深井　慎	他の会社の出身者													
國部徹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植松　正年	○	会社と社外監査役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	大手銀行で経営や内部監査に携わられた幅広い経験があり、また、金融機関での監査役としての経験等を活かし、独立性を有する社外監査役として当社の経営監視体制の充実に寄与いただけると判断したためです。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
渡部　博	○	会社と社外監査役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、独立性を有する社外監査役として当社の経営監視体制に寄与いただけているためです。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。

深井　慎	○	会社と社外監査役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	大手銀行等で経営に携わられた幅広い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、上場会社での監査役としての経験等を活かし、独立性を有する社外監査役として当社の経営監視体制の充実に寄与いただけているためです。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
國部徹	○	会社と社外監査役の人的関係、資本的関係、その他利害関係は一切ありません。	弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、独立性を有する社外監査役として当社の経営監視体制の充実に寄与していただけると判断したためです。 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬の内容は以下の通りです。(2019年３月期分)
取締役及び監査役に支払った報酬等の額
取締役 (うち社外取締役) 8名 (2名) 369百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役) 4名 (4名) 47百万円 (47百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役会において「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」を以下の通り定めております。

1. 決定方法
取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2019年6月開催の第46回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

(株主総会決議概要:取締役及び監査役の報酬額)(年額で表示)
■固定報酬
取締役　220百万円以内
うち社外取締役分　50百万円以内
監査役　50百万円以内
合計　270百万円以内
■業績連動報酬
取締役　当期純利益(※)の2.5%の額、かつ250百万円以内
うち社外取締役分　(支給対象外)
監査役　(支給対象外)
合計　250百万円以内
■報酬総額
取締役　470百万円以内
うち社外取締役分　50百万円以内
監査役　50百万円以内
合計　520百万円以内
※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え
・2003年6月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化する。
・社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
・2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額
役員報酬総額＝(1)固定報酬＋(2)業績連動報酬〈(3)20%相当額の取り扱い〉
(1)個別の固定報酬
代表取締役社長
グループCEO、CEO兼COO 年額　28,800千円(月額2,400千円)
取締役副社長　年額　24,000千円(月額2,000千円)
取締役　年額　19,200千円(月額1,600千円)
社外取締役　年額　9,000千円(月額 750千円)
常勤監査役　年額　24,000千円(月額2,000千円)
非常勤監査役　年額　7,800千円(月額 650千円)

(2)業績連動報酬
・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%に該当する額の1百万円以下を切り捨てた金額、かつ、年額250百万円を上限とする。
・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。

(3)業績連動報酬(税金控除後)の20%相当額の取り扱い
・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出(同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額)し、自社株式の取得に充当する。
・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

4. 付則
・監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
・使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。
・使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
・子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
・会社役員賠償責任保険(D&O保険)の個人負担保険料を別途加算する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役に対しては専属スタッフを配置していませんが、取締役会事務局である経営管理部が取締役職務の補助機能を果たしています。
・社外監査役に対しては、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役職務の補助機能を果たしています。
・取締役会の開催に際しては、取締役会事務局から資料を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、企業価値の向上を図るため、監査役設置会社の形態を基礎として、独立性を有する社外取締役・社外監査役の選任による監督・監査の強化や執行役員制度の採用による迅速かつ適正な意思決定を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を以下のとおり構築しています。

《取締役・取締役会》
当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役4名)（男性8名、女性1名）で構成されています。原則として月1回開催し、当社グループの重要な業務執行の決定、取締役の職務執行の監督を行っており、社外取締役及び社外監査役の客観的、中立的な視点を通じて、適正な経営の意思決定及び監督の強化を図っています。また、当社は執行役員制度を採用し、COO（最高業務執行責任者）1名及び執行役員10名（男性10名）を任用しており、取締役会より授権された内容について、迅速かつ適正な意思決定を図っています。

《監査役・監査役会》
当社の監査役会は、社外監査役4名（うち常勤社外監査役1名）（男性4名）で構成されています。原則として月1回開催し、監査役会監査計画の決定、各監査役の監査状況の報告、助言・勧告すべき事項の協議等を行っています。また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査計画等に従い、取締役会への出席や業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っています。

《コーポレートガバナンス委員会》
独立性、客観性を高めるために社外取締役を委員長として取締役全員で構成され、取締役会の監督機能を強化し、「取締役会の実効性評価」などに係る説明責任を強化するため、原則、半期に1回定期で（年2回）開催し、下記事項を協議し、必要に応じて協議結果等を取締役会宛に具申及び勧告を行っています。なお、監査役はオブザーブ参加できることとなっています。
・取締役会の実効性に関する分析・評価
・コーポレートガバナンスに関する基本事項
・社会的責任に関する基本事項
・メイテックグループ・ヘルプライン制度の運営・管理等に関する事項

《役員人事諮問委員会》
独立性、客観性を高めるために社外取締役を委員長として代表取締役社長と社外取締役で構成され、取締役会の監督機能を強化し、「役員（取締役・監査役）の評価・候補指名・報酬」に係る説明責任を強化するため、下記を役割として、年1回以上開催しており、本委員会の内部にCEO候補者選考協議会（従前のCEO指名委員会を発展的に統合）を設置しています。なお、監査役はオブザーブ参加できることとなっています。
① 下記のプロセスの適正性の評価
・代表取締役社長・グループCEOの選定・解職（後継者計画の監督を含む）
・社内業務執行取締役（委嘱担当）の選定・解職
・取締役・監査役候補の指名
・社内取締役の解任
・社内業務執行取締役のパフォーマンス評価
・社内業務執行取締役の報酬
② 下記の取締役会宛の勧告・報告
・「選任、解任、選定、解職」案の勧告
・評価結果の報告
・必要に応じて、手続きの改善策の勧告

〈内部監査及び監査役監査、会計監査の状況〉

〈内部監査の状況〉
当社は、3名の専属スタッフからなる内部監査室を設置し、内部監査規程、内部監査計画等に基づき、各部門・部署の業務遂行状況等についての監査を行っているほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を財務報告の信頼性確保等の観点から検証、評価し、その改善に向けて助言、提言を行っており、それらの内部監査の状況を、定期的に取締役会及び監査役に報告することとしています。また、上記に加えて、業務システム維持のためのISOに関する内部監査を定期的に行い、各部署に対して業務改善に向けた助言を行う体制を整備しています。当社の内部監査室は子会社の監査も定期的に実施しており、グループ全体での業務の有効性や効率性の確保等を図っています。

〈監査役監査の状況〉
当社の監査役会は、当社とは特別の利害関係がなく、財務及び会計の知見を有する監査役を含む、4名の社外監査役（うち常勤社外監査役1名）で構成しており、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて助言、提言等を行っています。各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況調査等を行っています。また、取締役から内部統制システムの構築・運用状況等について報告を受け、必要に応じて意見を表明しています。上記に加え、会計監査人から職務が適切に行われるための体制の整備について説明を受け、会計監査人の品質管理体制、監査の実施状況等を監視及び検証するとともに、会計監査人からその監査状況及びその結果等について報告を受けるなどの監査を実施しています。また、代表取締役と監査役全員で定期的な会合を開催し、経営上の重要課題等について意見交換を行うなど、相互認識と信頼関係を深めています。なお、それらを支える組織として業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役監査が実効的に行われるための体制を整備しています。グループ各社の監査役にも、当該企業の取締役会の他、重要な会議への参加権限を付与しています。重要な会議への出席等により、実効性ある監査に取り組んでいます。

〈会計監査の状況〉
当社は、有限責任監査法人トーマツによる会社法及び金融商品取引法、一般に公正妥当と認められる監査の基準並びに同監査法人の監査計画等に準拠した手続き等に基づく監査を受けています。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないようにしています。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　　森田　浩之
　　鈴木　努
監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士　6名
　その他　　5名
（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

監査報酬（2019年3月期分）
監査証明業務に基づく報酬　　46百万円
非監査証明業務に基づく報酬　　0百万円
・その他重要な報酬の内容該当事項はありません
・監査報酬の決定方針
監査報酬については監査日数、規模、業務の特性等の要素を勘案して、監査公認会計士等により作成、及び提出された見積書に基づき、監査役会の同意を受けて、取締役会で決議しています。

〈責任限定契約の内容〉
当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社の形態を基礎として、監督・監査の強化のための複数の社外取締役・社外監査役の選任、迅速かつ適正な意思決定を図るための執行役員制度の採用、更に当社独自の仕組みとしてコーポレートガバナンス委員会や役員人事諮問委員会を設置しています。この体制によりコーポレートガバナンスの実効性は十分に確保されていると認識しており、引き続き現状の体制を維持する考えです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の3週間前を目処に招集通知を発送しています。 なお、招集通知に記載する情報は、招集通知を発送するまでの間に、当社ウェブサイト、東京証券取引所のウェブサイトに開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、早期の開催に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	国内及び海外の機関投資家向けに、株式会社ICJが提供する議決権行使プラットフォームサービス、個人投資家向けには三菱UFJ信託銀行が提供する議決権行使サイトを活用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内及び海外の機関投資家向けに、株式会社ICJが提供する議決権行使プラットフォームサービスに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文で提供し、当社ウェブサイトにも掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、投資家向け説明会を実施しており、当社のグループCEOが直接、説明をしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（https://www.meitec.co.jp/ir/document.html）において、決算関連書類、アニュアルレポート、各種説明会で使用されたプレゼンテーション資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部が担当しており、担当者（専任）が対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーに対しては以下をメイテックグループの「目指すべき姿」として定めています。 私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、5つの価値を持続的に向上させます。 1)エンジニア価値 豊かな「エンジニア人生」を目指すすべてのエンジニアに対して、最適な「機会と場」を提供し続けます 2)社員価値 「自立と支えあい」に共感し、プロフェッショナルとして成長し続ける社員に対して、最適な「機会と場」を提供し続けます 3)顧客価値 すべてのお客さまから信頼されるベストパートナーを目指し、最適な「人と技術」のサービスを提供し続けます 4)株主価値 持続的な価値向上に基づく「健全な利益」を創出し、中長期的に株主還元を最大化します 5)社会価値 生涯プロエンジニアという働き方の確立を通じて、日本に「プロフェッショナルな労働市場」を創り出す先駆者になります

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	災害備蓄品の寄贈、クールビズ等を実施しています。また、企業の社会的責任を全うすべく、CSR室を設置しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針については、当社のディスクロージャーポリシーに明記しており、ウェブサイトに掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において会社法に基づく内部統制システムの整備に係る基本方針を決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しています。また、グループ全体を対象として、内部統制に係る部署及び、内部監査室が検証した業務の適切性・有効性に関する重要な経営情報が当社の取締役会へ適切に付議・報告されています。

なお、この取締役会決議の概要は、次のとおりです。

□内部統制システムの整備に関する基本方針
⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社の事業特性や規模等に相応しい社内規程に基づき、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。
また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。
また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることがないよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

⑶ 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、役職員が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を実践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。
また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

⑹ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、経営理念及びメイテックグループ社員行動憲章を共有し、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。
また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、当社内にグループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。
なお、子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制の整備、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、上記⑶乃至⑸を基本方針として、各子会社に対し、それぞれの事業特性や規模等に応じた相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとする。

⑺ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置する。
監査役の職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

⑻ 監査役への報告に関する体制
1．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社は、取締役及び使用人が監査役に対して適切に報告する体制を整備するとともに、監査役に、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。
2．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、子会社にて発生した事項について、グループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査役に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。
また、子会社監査役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を適時適切に当社監査役に報告する。

⑼ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑽ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

⑾ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、内部監査担当部署及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。
また、取締役及び使用人が監査役からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して監査役による監査機能の実効性の向上に努める。

⑿ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下グループ全体が毅然とした態度で対応する。」旨を、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の中で定めています。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況
購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収防衛策である、いわゆるポイズンピル（毒薬条項）は導入していません。
当社グループは、「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、エンジニア価値を起点に、5つの価値を最大化していくことで、ひいてはそれが買収防衛につながると考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.基本姿勢
株主・投資家等をはじめとするステークホルダーの皆さまに対して、公平性・正確性・適時性・継続性を確保して情報開示を行います。未公表の重要情報を特定の第三者だけに開示することはせず、内容的にも時間的にも公平な情報開示を行います。

2.適時開示に係る社内体制
(1)重要情報の情報収集並びに開示判定
・決算情報
取締役会にて重要情報の収集並びに開示判定を行います。
・決定事実
取締役会にて重要情報の収集並びに開示判定を行います。
・発生事実
経営管理部及び広報部にて重要情報を収集します。
代表取締役社長を中心とする専門部署から構成される適時開示に関する検討メンバーにて重要情報の開示判定を行います。

(2)外部公表
当社グループでは、適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録し公開します。
また、TDnetで開示した情報は、同時あるいは可及的速やかに、当社ウェブサイトにも掲載します。

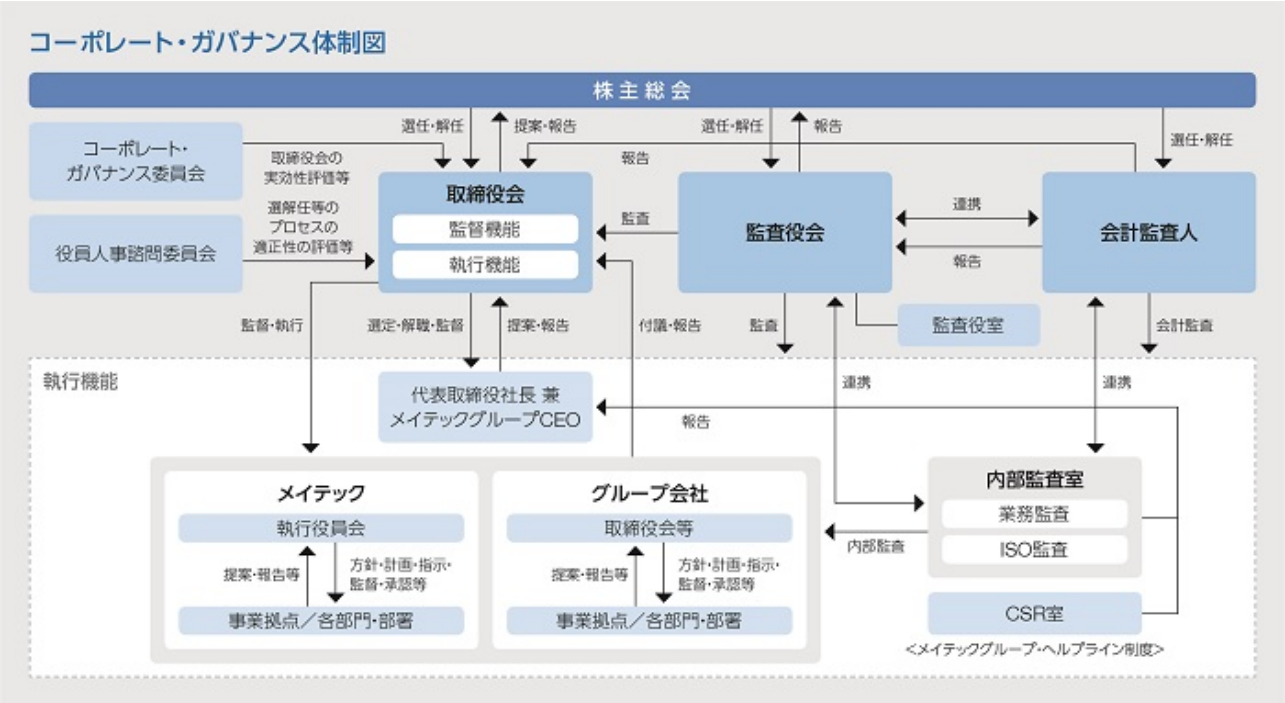

【メイテックグループの適時開示体制の概要図】

